

# 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター定款

(平成24年4月1日規程第1号)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条—第4条）
  - 第3章 財産及び会計（第5条—第11条）
  - 第4章 評議員（第12条—第15条）
  - 第5章 評議員会（第16条—第26条）
  - 第6章 役員等（第27条—第38条）
  - 第7章 理事会（第39条—第46条）
  - 第8章 委員会（第47条）
  - 第9章 事務局（第48条—第49条）
  - 第10章 賛助会員（第50条）
  - 第11章 定款の変更及び解散（第51条—第54条）
  - 第12章 情報公開及び個人情報の保護（第55条—第56条）
  - 第13章 公告の方法（第57条）
  - 第14章 補則（第58条）
- 附則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、関係機関、関係団体等との連携の下に、広く埼玉県民の暴力追放及び薬物乱用防止に関する意識の普及高揚を図るとともに、暴力追放及

び薬物乱用防止のための地域及び職域における活動等を推進し、もって暴力及び薬物乱用のない安全で平穏なまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 暴力追放及び薬物乱用防止のための広報啓発活動を行うこと。
- (2) 暴力追放及び薬物乱用防止のための地域及び職域における組織の結成及び活動の促進を図ること。
- (3) 暴力追放及び薬物乱用防止に係る相談、保護及び救済活動を行うこと。
- (4) 暴力追放及び薬物乱用防止のための監視活動を行うこと。
- (5) 暴力追放及び薬物乱用防止のための関係機関、関係団体等との連絡及び協力支援活動を行うこと。
- (6) 暴力追放及び薬物乱用防止に功労のあった個人及び団体に対する表彰を行うこと。
- (7) 暴力追放及び薬物乱用防止のための各種情報及び資料の収集並びに調査研究を行うこと。
- (8) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- (9) 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- (10) 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- (11) 埼玉県公安委員会から委託を受けて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第14条第2項に規定する責任者講習を実施すること。
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条に規定する少年指導委員に対する研修を行うこと。
- (13) 法第32条の3第2項第8号に規定する不当要求情報管理機関の業務の支援活動を行うこと。
- (14) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、埼玉県において行うものとする。

### 第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合は、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理、運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める基本財産管理運用規程による。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに埼玉県知事（以下「知事」という。）に提出し、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に、理事長が次の書類（以下「財産目録等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3か月以内に知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を理事会の承認を受けた日から5年間、主たる事務所に備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 評議員及び役員の名簿
  - (3) 評議員及び役員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 定款については、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 5 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員5人以上30人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が、評議

員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 議長は、評議員として議決に加わることはできない。ただし、前項の決議において可否同数の時は議長の裁決するところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案は、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。この場合において、過半数の賛成を得た候補者の数が第27条に定める定数を上回る場合は、賛成する評議員の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が第19条第1項の理事会において定めるところにより、書面又は電磁的記録で同意の意思表示をしたときは、第20条から前条までの規定にかかわらず、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから議事録署名者2人を選出し、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 第1項の議事録は、評議員会の日から10年間、主たる事務所に備え置かななければならない。第23条の規定により作成した書面についても、同様とする。

(評議員会運営規程)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により定める評議員会運営規程による。

## 第6章 役員等

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上20人以内
  - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 次の者を法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事（以下「代表理事」という。）とする。
- (1) 理事長
  - (2) 副理事長のうち1人
  - (3) 専務理事
- 4 副理事長（代表理事であるものを除く。）を法人法第197条において準用する法人法第91条第1項第2号に規定する理事（以下「業務執行理事」という。）とする。

(役員を選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事は、この法人の評議員又は監事を兼ねることができない。
- 4 監事は、この法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1人及びその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表理事である副理事

長がその職務を代理し、又はその職務を執行する。

- 4 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 専務理事は、次の職務を行う。
  - (1) 第4条第1項第10号に規定する事業に限り、代表理事としての職務を執行する。
  - (2) 理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

#### (役員解任)

第32条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### (役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員にはその対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

#### (取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

#### (損害賠償責任の免除)

第35条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法律の限度において理事会の決議によって免除することができる。

（名誉会長及び名誉副会長）

第36条 この法人に任意の機関として名誉会長及び名誉副会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、埼玉県知事の職にある者をもって充てる。
- 3 名誉副会長は、埼玉県副知事の職にある者及び埼玉県警察本部長の職にある者をもって充てる。
- 4 名誉会長は、理事長の諮問に応じて、理事会において意見を述べることができる。
- 5 名誉副会長は名誉会長を補佐し、名誉会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（顧問及び参与）

第37条 この法人に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、この法人の事業に関し豊富な知識又は経験を有する者若しくは学識経験者の中から理事会の推薦を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ又は理事会において意見を述べることができる。

（名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与の報酬等）

第38条 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程による。

## 第7章 理事会

（構成）

第39条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 評議員会で定めるもの以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、各理事に委任できない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第35条の損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、年2回、5月及び翌年3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第30条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、代表理事である副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

- 2 議長は、理事として議決に加わることはできない。ただし、前項の決議において可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることでできる理事の全員が、当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りでない。
- 4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 5 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、一般社団法人等登記規則（平成20年法

務省令第48号)第3条において準用する商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)第61条第4項ただし書に該当する場合を除き、他の出席した理事も記名押印する。

- 2 前項の規定により作成した議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。第44条第3項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても、同様とする。

(理事会運営規程)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により定める理事会運営規程による。

## 第8章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

- (5) 財産目録
  - (6) 役員等に対する報酬等の支給の基準
  - (7) 事業計画書及び収支予算書等
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) 会計帳簿及びその事業に関する重要な資料
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条第2項に定める情報公開実施規程による。

## 第10章 賛助会員

(賛助会員)

- 第50条 この法人の目的に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により定める賛助会運営規程による。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、第3条、第4条及び第13条についても適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第53条の規定はこれを変更することができない。

(解散)

- 第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第55条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により定める情報公開実施規程による。

（個人情報の保護）

第56条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める個人情報保護及び取扱規程による。

## 第13章 公告の方法

（公告の方法）

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、埼玉県において発行される埼玉新聞に掲載する方法による。

## 第14章 補則

（委任）

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別表1のとおりとする。
- 4 第28条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は須田健治、副理事長は関口定男、松永功、上條正仁、専務理事は佐藤勝とする。副理事長のうち、関口定男を法人法上の代表理事とする。
- 5 第13条の規定にかかわらず、この法人の最初の評議員は、別表2に掲げる者とする。

#### 附 則

- 1 この定款は、平成25年3月27日から施行する。

別表 1

## 役 員 名 簿

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	理 事 長	須 田 健 治	非常勤 (代表理事)
2	副 理 事 長	関 口 定 男	非常勤 (代表理事)
3	副 理 事 長	松 永 功	非常勤 (執行理事)
4	副 理 事 長	上 條 正 仁	非常勤 (執行理事)
5	専務理事 (事務局長)	佐 藤 勝	常 勤 (執行理事)
6	理 事	大 久 保 義 海	非常勤
7	理 事	関 根 宏	非常勤
8	理 事	星 野 進	非常勤
9	理 事	鯨 井 武 明	非常勤
10	理 事	加 藤 喜 久 雄	非常勤
11	理 事	小 嶋 富 雄	非常勤
12	理 事	真 下 恵 司	非常勤
13	理 事	島 田 篤	非常勤
14	理 事	横 塚 正 秋	非常勤
15	理 事	櫻 井 定 夫	非常勤
16	理 事	金 井 忠 男	非常勤
17	理 事	原 宏	非常勤
18	理 事	田 端 一 晴	非常勤
19	理 事	小 峯 貞 吉	非常勤

1	監 事	久 保 喜 信	非常勤
2	監 事	石 坂 健 一	非常勤

## 別表 2

## 評 議 員 名 簿

番号	氏 名
1	石 川 東 功
2	加 藤 幸 夫
3	細 野 邦 彦
4	樋 口 恵 二 郎
5	川 村 克 典
6	山 根 博 安
7	小 高 弘 安
8	木 村 啓 三
9	鈴 木 洋 一
10	竹 田 哲
11	山 田 茂 則
12	石 井 俊 明
13	倉 田 哲
14	荒 舩 重 敏
15	高 嶋 英 一
16	片 岡 和 久
17	佐 藤 謙 一
18	片 山 行
19	椎 名 幹 芳
20	横 田 茂
21	池 田 秀 生
22	小 島 康 雄
23	田 村 和 夫
24	橋 本 洋 一
25	手 塚 了
26	大 谷 久 志